

清朝崩壊後のモンゴル・チベット関係

——蒙蔵条約の同時代的意義に着目して——

橘 誠

目次

- はじめに
- 一 蒙蔵条約前史
- 二 モンゴルの国内情勢
- 三 蒙蔵条約のその後
- 四 キャプタ協定後のモンゴル在住チベット人
おわりに

はじめに

13世紀にはじまるモンゴルとチベットの関係は、モンゴル帝国のフビライ・ハーンがチベットの高僧パクパを国師として迎えたことや、16世紀にトゥメド部のアルタン・ハーンがゲルク派のソナムギャムツォにダライ・ラマの称号を奉呈したことなどによって象徴される。17世にはモンゴルのトゥシェート・ハンの弟ザナバザルがチベットに留学、高僧ターラナータの転生者ジェブツンダムバ・ホトクトとして認定され、その後のモンゴルにおける仏教界において多大な信仰を集め続けた¹。当時のモンゴルとチベットの間には、モンゴル貴族とチベット仏教僧の「施主と応供」の関係が成立していたとされ、モンゴル内部における対立、さらには清朝とジュンガルとの間に起こった争いの原因の一つは、チベット仏教における大施主をめぐるものであった。すなわち、モンゴルが清朝の影響下に組み込まれていく背景には常にチベット仏教が関係していたと言える。

1912年2月の清朝崩壊に前後して、モンゴルとチベットはそれぞれ「独立」を宣言した。より具体的には、モンゴルは辛亥革命勃発後の1911年12月1日、チベットは少し遅れて1913年2月13日にそれぞれ「独立」を宣言したとされている²。清代においては、異論もあろうが、モンゴルとチベットはともに清朝の支配下にあった。異なる点は、チベットにはダライ・ラマ政権とも呼びうる政治体が存在し

ていたのに対し、モンゴルはいくつもの盟旗に分断されており、統一的な政治体が存在しなかったことである。そのため、ジェブツンダムバ・ホトクトの転生者がチベットにおいて発見されるなど、宗教上の関係は継続していたものの、清朝支配下のモンゴルとチベット間に政治体同士の関係は当然のことながら存在しなかった。

1911年12月1日の独立宣言後、モンゴルではジェブツンダムバ・ホトクト8世がモンゴル国の元首ボグド・ハーンに推戴され、内務、外務、軍務、財務、法務の5省を擁するボグド・ハーン政権が誕生した³。各省の大臣にはチンギス・ハーンの末裔であるハルハの王公ハンダドルジやジェブツンダムバ・ホトクトの側近ツェレンチメドなどが任命された。

清朝崩壊後にモンゴルの新政権であるボグド・ハーン政権が誕生したことにより、モンゴルとチベットの間には新しい関係の構築が志向されることになった。それまでの宗教的な繋がりばかりではなく、政権と政権による政治的な関係も必要とされたのである。このことは、清朝への編入、清朝／中華民国からの離脱のいずれにおいてもモンゴルにとってチベットが重要な存在であったことを示している。しかしながら、これまではモンゴルと清朝／中華民国、あるいはチベットと清朝／中華民国の関係を個別に考察した論考は数多くあり、またモンゴルやチベットをめぐる国際関係についての研究も多数ある⁴ものの、清朝崩壊後のモンゴル・チベット関係については、管見の限り、1913年1月11日に締結された蒙蔵条約に関する研究以外はほとんど行われていないのが現状である。

この蒙蔵条約とは、モンゴルとチベットが互いの「独立」を承認した条約として知られてきたが、これほど謎に満ちた条約も多くはない。そもそも、数年前まではこの条約の存在自体が疑問視され、仮に存在を認めるとしても、その法的有効性については

疑問が提起されていたのである。

この状況に変化をもたらしたのが、2008年に刊行されたバトサイハンの著書において蒙蔵条約のモンゴル語、チベット語原本が掲載されたことである⁵。条約にはモンゴル国外務省の印、チベット側の締約者の印が押されており、少なくとも本条約が締結されていたことは議論の余地のない歴史的事実であることが確認された。それ以降、本条約について様々な議論が再び持ち上がったが、条約の締結過程に関連する史料がほとんど存在しないという状況は依然として変わっていないため、それらの議論の多くが自らの立場を擁護するためになされているかのように映るのである。言い換えるならば、チベットは独立国家であったのか否か、そしてそれを他の国が承認したのか否かという、現代にも通じる問題意識から本条約を解釈しようという態度が見受けられるのである。

具体的には、条約の存在は認めたとしても、チベット側の署名者であるドルジェフがロシア臣民であり、彼自身が本条約について多くを語っていない⁶こと、ダライ・ラマ13世が本条約を批准していないこと、さらには当時のモンゴル国に条約を締結する権限がなかったことなどを理由として条約の有効性を認めようとしない立場が一方にはある⁷。その一方で、このような見解に対しては、モンゴルは1912年に帝政ロシアと露蒙協定を締結しており、中国の宗主権を謳った露中宣言やキャフタ協定成立以前に蒙蔵条約が締結されていることや、双方の署名者が全権を委任されていれば条約は有効であり、また条約には署名により有効であると記されている⁸ことから批准は必要ないとし、署名の日より本条約が効力を有していたことを主張する立場もある⁹。

しかしながら、如上の議論は蒙蔵条約を近代国際法に照らした場合の法的有効性を争うものであり、合意に至るのは容易ではない。チベット仏教の世界観を共有していた当時のモンゴルとチベットの問題については、近代国際法の視点からの議論はなじまない側面もある¹⁰。よって、本稿ではそのような条約の国際法上の有効性については取り立てて議論せず、当時のモンゴル・チベット間に存在していた現実的な問題を整理し、当事者がいかなる意図をもって本条約を締結したのかを検討する。さらに、これまでは条約が締結後にいかに運用されたのかにつ

いては上述の理由から見向きもされてこなかったが、条約が何らかの目的をもって締結されたものであるからには、それがいかに運用されていたのかは考察されて然るべき問題であろう。

ボラクが、「モンゴルとチベットにとっての近代の歴史を個別にではなく共に書き直す必要がある¹¹」と語るように、20世紀初頭のモンゴルとチベットは、その結末は異なるものの極めて似通った道を歩んでいたと言える。そこで、本稿では蒙蔵条約を当時の視点から歴史学的に見直すことにより、清朝崩壊後にモンゴルとチベットの新たな関係がいかに形成されて推移し、本条約が同時代的にいかなる意義を有するものであったのかを考察してみたい。

一 蒙蔵条約前史

蒙蔵条約を締結したモンゴルとチベットの首長であるジェブツンダムバ・ホトクト8世とダライ・ラマ13世は、1904年～1905年、外モンゴルのイフ・フレーにおいて一度接近している。それは、ヤングハズバンドのラサ侵攻から逃れたダライ・ラマ13世がモンゴルに「亡命」した際である。モンゴルの歴史家マクサルジャブ・ホルツは、この時ジェブツンダムバ・ホトクトとダライ・ラマの関係がうまくいかなかったことを記しており¹²、当時のロシア側史料によると、2人が直接顔を合わせることはなかったという。その理由は、すでにダライ・ラマがフレーに入る以前、すなわち、1904年11月6日に北京駐在ロシア公使レッサルが外務大臣ラムズドルフに報告しているように、ダライ・ラマがフレーに入ることにより、「ウルガ(=フレー)のホトクト(ジェブツンダムバ・ホトクト)の地位が低下する¹³」ことが予想されていたためである。実際、フレー駐在ロシア領事の報告によると、2人が面会しなかったのは、ジェブツンダムバ・ホトクトがモンゴルにおける自らの名声が失われることを怖れたためであるという¹⁴。

ダライ・ラマがフレーに到着すると、多くのモンゴル人仏教徒が、ジェブツンダムバ・ホトクトではなくダライ・ラマに多額の布施をするようになり、アーネスト・サトウは、「彼(ダライ・ラマ13世)がウルガ(=フレー)にいることはボグドラマ(=ジェブツンダンバ)を経済、名声の点で破滅させる

ものであり、それがウルガに滞在するべきではないとされる理由のひとつである」とイギリス外務大臣に報告していたという¹⁵。また、ヤングハズバンドも「ダライ・ラマの存在は、収入と名声において、もう一方（ジェブツンダムバ・ホトクト）をほとんど破滅させたと伝えられている¹⁶」とし、布施の分配が両者の不仲を招いた原因の一つと見る研究者もいる¹⁷。さらには、ダライ・ラマはモンゴルに招かれたわけではないことや、満洲アンパンの監視があったことも不仲の要因と見なされている¹⁸。

これに対し、モンゴルのバトバヤル、ゴムボスレンによる研究によれば、2人は穏やかに数時間話し合い、再び面会することを約した¹⁹といい、またダライ・ラマ13世の伝記によると、二人は非公式の場では面会していたようである²⁰。また、モンゴル滞在中、ダライ・ラマはチベットとモンゴルの連合を模索していたという²¹。

いずれにしても、ジェブツンダムバ・ホトクトがダライ・ラマの出現によりモンゴルにおける自己の権威の低下を憂慮していたことはおそらく間違いなく、ジェブツンダムバ・ホトクトは「亡命者」であるダライ・ラマに敬意を払うことなく、この時の両者は確執を生じて分かれることになったのである。初代ジェブツンダムバ・ホトクトがダライ・ラマ5世の使者と座席の高低を争った問題もこの時再燃²²しており、さらに、ダライ・ラマのモンゴル滞在にかかる費用は全てモンゴルの盟旗が負担しており、およそ2年におよぶダライ・ラマのモンゴル滞在はモンゴルに大きな経済的な負担になったという²³。

しかしながら、モンゴルに亡命してきたダライ・ラマとの接触は、ジェブツンダムバ・ホトクトにダライ・ラマの偉大さを再認させることにもなったはずである。よって、ジェブツンダムバ・ホトクトにはダライ・ラマに対する対抗の念と畏敬の念という二つの感情が共生することになったと推測される²⁴。そうであるならば、ダライ・ラマのモンゴル亡命は、1911年に成立したボグド・ハーン体制を方向づける一つの要因になったと言える。

その後チベットに帰還したダライ・ラマは、1910年に清朝軍の侵攻により再びラサから逃れることになるが、その一方で、モンゴルは辛亥革命を機に独立を宣言し、ジェブツンダムバ・ホトクトはボグド・ハーンとしてモンゴル国のハーンに即位した。ダ

ライ・ラマは1913年1月にラサに帰還し、2月13日、いわゆる「独立宣言」とされる声明文を發布した。それ以前、ボグド・ハーン政権は、1912年11月3日に帝政ロシアとの間に露蒙協定を締結し、ロシアによってモンゴルの「自治」が保障された。

このような歴史的推移からすると、1913年1月11日に締結された蒙蔵条約は、モンゴルにとっては露蒙協定に続いて、ロシア以外の「国家」からモンゴルの「独立」を承認され、その基盤をより確固たるものとする条約であり、チベットにとっては、いわゆる「独立宣言」に一月あまり先行して「独立」が明記された条約を他国と締結したことになる。

このように、本条約はモンゴルとチベット双方にとって、「独立」という対外的に大きなインパクトを与えるものであったことはその後の各方面の反応により明らか²⁵であり、さらには、前述の通り、現在においてもその有効性は大きな争点となっている。しかしながら、本条約には仏教の振興や交易・金融に関する項目も含まれていることを見逃してはならない。そこで、本条約は同時代的にいかなる意義を有していたのかについて考えてみる必要があるであろう。

二 モンゴルの国内情勢

1912年11月3日にモンゴル政府と露蒙協定を締結したロシア全権代表コロストヴェッツは、協定締結後もしばらくモンゴル国の首都フレーに滞在しており、1913年1月19日付で外務大臣サゾノフに宛てた文書において、蒙蔵条約について、

ロシアの利益の観点からすれば、法的には不十分ではあるが、モンゴルとチベットの接近はむしろ都合がいい。なぜならば、〔中国の〕共和政府の過度の名誉欲と自尊心の抑制に役立ち、妥協する気にさせ得るからである²⁶。

と伝えている。ここで、コロストヴェッツは本条約を「法的には不十分」と見なしている。さらに、

フレー政府により表明されたチベットの最高教主の提案の承諾は十分に明瞭である。仏教の最高教主の称賛と同意は仏教徒の考えでは大きな道徳的・宗教的意義を有するだけでなく、ホトクトによる完全なる政変と俗界の称号の承認を揺るぎないものにしていく。宗教上の位階制

において下位にあるホトクトにとって、信仰における権威は絶対と見なされるチベットの転生者による対等の原則での条約締結の提案は心を動かさずにはいられなかった²⁷。

と記している。このようなコロストヴェッツの書きぶりを見ても、ロシアが本条約に関与していなかったことは明らかであろう。

サゾノフ宛の文書においてジェブツンダムバ・ホトクトとダライ・ラマが対等となったとコロストヴェッツが指摘する通り、蒙蔵条約の第一条、第二条を見てみると、「モンゴル国が独立²⁸して国家を樹立し、黄教の主ジェブツンダムバ・ラマを国のハーンに亥年の十一月九日の日に推戴したことをチベット国のハーン・ダライ・ラマは承認する」、「チベット人が独立して別個の国となり、ダライ・ラマを国のハーンに推戴することをモンゴル国のハーン・ジェブツンダムバ・ラマは承認する²⁹」と、ジェブツンダムバとダライ・ラマが対等に記されていることが分かる。

ジェブツンダムバがボグド・ハーンとしてモンゴル国の元首になる以前、このようなことはチベット仏教世界では想定されなかったことである。なぜならば、宗教上、ダライ・ラマは師であり、ジェブツンダムバは弟子であるからである。よって、蒙蔵条約は、「政治上」ではダライ・ラマと対等に記されたことにより、結果として、あるいは初めから意図されたことかもしれないが、ジェブツンダムバ／ボグド・ハーンの権威を高めることになったと思われる。また、コロストヴェッツは1913年1月9日の日記において、

ドルジェフは、王公達との交渉が始まり、チベット・モンゴル間の協定の締結を期待すると伝えた。私は、この問題はわれわれには興味がないと彼にほめかした。もちろん、協定は仏教徒から見ればホトクトの精神的権威を高めるが、政治に関しては、それは意義を持たない。なぜならば、チベット自体がいまだ属国だからである³⁰。

と書き記している。このように、蒙蔵条約は何よりもジェブツンダムバ・ホトクト個人にとっては満足のいくものであり、チベット仏教世界における最高位のダライ・ラマと肩を並べた彼は得意の絶頂にあったであろう。また、コロストヴェッツの述べ

る政治に関して意義がないというのは、あくまでも彼が依拠する国際法上の法的有効性の問題であり、締約者であるモンゴル・チベット間において無意味であったことを必ずしも意味しない。

2月5日発行の『デュールナル・ド・ペカン (*Le Journal de Peking*)』紙には、蒙蔵条約に関するレルベルグの論評が掲載され、

蒙古ニ取りテハ何ハ兎モアレ総教長タル達頼喇嘛ヨリ其独立ヲ認メラレタルハ多大ノ光荣タルベク況ンヤ条約締結ノ申込ガ先ツ拉薩教主ヨリナサレタルハ蒙古人ノ得意ハ勿論其結果全国教民ノ上ニ及ホス感化ノ偉大ナルハ言ヲ俟タス更ニ西藏ニ取りテハ本条約ニ明ニ其独立ヲ宣言シ支那主権ノ最早彼地ニ存留セサルコトヲ声明シ……³¹。

と論じている。このように、少なくともジェブツンダムバ・ホトクト／ボグド・ハーンにとっては、この条約により一時は確執していたダライ・ラマとの和解を表明することになったとともに、彼と対等な立場で条約を締結することにより自己の権威の強化にも資したと言えよう。コロストヴェッツは、2月19日の日記において、このレルベルグの記事に言及し、「本条約が中国の指導部に不快感を呼び起こしたと指摘した³²」と書き記している。

また、当時のモンゴル国内の情勢に目を向けると、当時ボグド・ハーン政権内では世俗の王公と仏教界のラマの間で対立が続き、総理府や宗務府など新たな機関が設置されたとされてきた。しかしながら、これはあくまでも内務省率いるダー・ラマ・ツェレンチメドとハルハの王公の間での確執やロシアの介入が原因であったと考えられる³³。いずれにしても、1913年1月に蒙蔵条約が締結された時、モンゴル政府内では権力争いが行われていたことは間違いないようである。

このことを念頭に入れると、興味深いことに、ハルハの王公の中心的存在と目されていた外務大臣ハンダドルジは、条約締結時はペテルブルクに外遊中でフレーに不在であり、フレーにいた総理大臣ナムナンスレンら他の閣僚も蒙蔵条約に署名していない。総じて、この蒙蔵条約にはチンギス・ハーンの末裔であるハルハの王公は誰も署名していないのである。モンゴル側で署名したのは外務大臣代理のダー・ラマ・ラブダンとバルガ出身のマンライバート

ル・ダムディンスレンのみであった。

ツェレンチメドとハンダドルジの不仲はかねてから知られており、1911年7月にペテルブルクにロシアの支援を求めに行った際にも意見が対立していたとされている³⁴。チベット側の代表ドルジェフがフレーに到着した時、ハンダドルジはまだペテルブルクに向けて出発しておらずフレーにいたため、彼を含めて交渉を開始することも可能であったはずである。仮にすでに交渉が開始されていたにも関わらず、外務大臣であるハンダドルジがフレーを発ったのであれば、彼が本問題に関わろうとしていなかったことになろう。これらのことは、ボグド・ハーン政権内では本条約に対する統一的な見解が定まっていなかったことを示している。その一方で、ハンダドルジと対立するツェレンチメドは、蒙蔵条約締結後に日本に向けて出発³⁵しており、状況的には対立するハンダドルジが不在の間に条約が締結されたことになる。

さらに不可解なことは、本条約を締結したことがボグド・ハーンに上奏されていないことである。条約の前文には、「条約を締結するのは、モンゴル国のハーンの勅令により条約を交渉する権限を授与された大臣³⁶」とあり、条約は間違いなくモンゴル国のハーンの勅令により交渉が開始されている。それにも関わらず、ボグド・ハーンに上奏されていないことは、本条約が本当にモンゴル国政府の締結した条約と言えるのかという疑問を生じさせる。後述するように、モンゴル国外務省には本条約の交渉に関する記録は残されていない。もちろん、今後、条約締結交渉に関する史料が発見される可能性も完全には否定できない。

ボグド・ハーンは、ジェブツンダムバ・ホトクトという一人の宗教指導者が政治指導者たるハーンを兼ねているところに最も大きな特徴があり、法的にも両者の役割は区別されており、そこがダライ・ラマとの大きな相違点でもある。蒙蔵条約の締結過程を見ると、モンゴル国のハーンの命令により交渉は開始されたが、結局はジェブツンダムバ・ホトクトの側近が他の閣僚の関与しないところで条約を締結したため、政府としての記録が存在しないことになっているのである。よって、宗教的には下位にあるジェブツンダムバ・ホトクトが、政治指導者のハーンとしてはダライ・ラマと対等となる条約を締結す

ることに對して何らかの反発が生じることを見越して、このように不可解な形で締結されたのかもしれない。

確かに奇妙な条約であり、当時においてもイギリスやロシアの外交官からは法的有効性が不十分であると見なされていた³⁷が、ひとたび締結されれば、それは条約としての役割を果たしていくことになる。

三 蒙蔵条約のその後

1911年12月1日のいわゆる「独立宣言」においては、「モンゴル、ロシア、チベット、漢、聖俗の皆に布告する」と記されており、「旧来通りおとなしく商売を行い、心安らかに暮らせばよい³⁸」とあり、当時のモンゴルには相当数のチベット人が交易のために居住していたことが窺われる。1917年の三井物産の宮崎嘉一の報告ではフレーに500人のチベット人³⁹が、大島清の報告では1500人のチベット人⁴⁰が居住していたと記されている。正確な数は不明とせざるをえないが、新たに政権が誕生したことにより、外モンゴルにおけるチベット人の管理はボグド・ハーン政権が行うことになったのである。

これらモンゴルに居住していたチベット人の中には商業に従事しているものもいたが、これに関する事項は、蒙蔵条約においても言及されている。蒙蔵条約の第6条は、「モンゴル・チベット両国はそれぞれの地域から産出した商品、家畜、皮革などの交易と加工、および金融流通はこれまで通り行う⁴¹」と規定している。この条文では、「これまで通り行う」と記されるにとどまり、具体的な内容は全く取り決められていないことになる。このような表現は、清朝の崩壊、新政権の誕生という「これまでとは異なる」状況下において、両政権の新しい関係構築に際し、様々な問題が表出する可能性を予想させる。

まず問題となったのは、このチベットに関わる案件をモンゴル政府のどの役所が管掌するかであった。そもそも清代においてはモンゴルに政権はなく、直接チベットに関わることはなかったのであり、新政権にとっては新しい問題であった。これについては、共戴三年七月十九日（1913年8月28日）の総理府によるボグド・ハーンへの上奏において、

チベット国はすでに独立国家となり、わがモン

ゴル国と友好条約を締結したものの、彼らの国からわが国の首都（ニースレル・フレー）に特別に官吏を駐在させてはいないが、チベット国の商人が数多く居住し、交易を行っているので、彼らのあらゆる案件を他国同様に外務省が管轄すべきである……。

と述べられ、同日、受け取った奏折には朱筆にて「請願通りにせよ⁴²」とあり、チベットに関わる案件は「他国同様に」外務省が管轄することになった。

次に現れたのが、モンゴルにやって来るチベット商人から税を徴収するのか否かという問題であった。これまでの研究では、当時のチベット商人は無関税であったというのが定説となっているようである⁴³。

1912年11月3日に締結された露蒙協定の付属議定書第2条においては、「大ロシア国臣民は、旧来通り、ロシア、モンゴル、中国およびその他の外国のあらゆる土地から産出、または製造したあらゆる製品の輸出入、そして商品を販売する権利を有し、関税およびその他の税を納めない。もしロシア、中国の二者が共同し、またはその他の商品をロシア人が代わりに偽って扱えば本条に規定した権利を与えない⁴⁴」と、ロシア臣民は輸出入ともに関税が免除される旨が記されている。その他の中国商人などは一律商品従価の5パーセントを課税されており、酒については10パーセントの税が課せられていた⁴⁵。

このチベット商人への課税に関して、蒙蔵条約締結後の共戴三年十月二十日（1913年11月18日）、税務省から外務省に対して次のような問題が提起された。

外務省より、勅令に従い、内務をはじめとする5省がそれぞれ取り仕切るべき事柄を決定した事案において、わが国はすでに税務省を設置したため、税や徴税の問題は全て税務省が取り仕切るが、外国から徴税することも少なからずあるので、外務省と税務省がともに判断せよとあった。また、チベット国はすでに独立国家となり、わが国と友好条約を締結した……徴税規則の中にチベットの商人から徴税するか否かを明確には示していない。またチベット国と締結した友好条約の中で彼らの国の商人から徴税するか否かを協議したのか否かをわが〔税務〕省は確認する資料がない……チベット人の商人から

徴税してよいのか否かをできれば外務省において決定することを求める他、仮に彼らの国の商人から徴税するというのであれば、勅令を乞うための上奏はどの省から行うのかをともに決定することを求める⁴⁶。

新政権発足後に制定されていった様々な徴税規則や蒙蔵条約に具体的な規定がないために、税務省はチベット商人から徴税すべきか否かの判断をチベットに関わる案件を管轄する外務省に求めたのであった。徴税規則の多くは、漢人商人やモンゴル人を対象としており、チベット商人などに関する項目は特に存在しなかった。

これに対する外務省の共戴三年十月二十二日（1913年11月20日）付の回答は、

チベット国と協議し締結した友好条約において、彼らの国の商人から徴税するか否かを協議したことはなく、今は彼ら商人から他の外国と同様に徴税してはならないとする理由もないが、このように徴税するか否かを勅令を乞うために上奏し、謹んで従うべきであるので、これを税務を取り仕切るべき税務省に送り、届くや否や検討して、上奏して決定していただきたい⁴⁷。

と伝えている。すなわち、外務省は条約に特に規定がない以上、徴税してはならない理由はないと見なし、最終的な判断をボグド・ハーンへ上奏して勅令を乞うよう税務省に求めたのである。

ところが、この外務省の主張は事実と反する。確かに締結された蒙蔵条約では、第6条に「モンゴル・チベット両国はそれぞれの地域から産出した商品、家畜、皮革などの交易と加工、および金融流通はこれまで通り行う」とあるのみで、無関税交易については触れられていない。しかしながら、近年ブリヤート共和国のツェレンピロフがハンガロフ歴史博物館において発見した蒙蔵条約のチベット語草案、モンゴル語草案の第三条には、「往来する交易品から関税を互いに徴集せず、また交易を発展させるよう努める⁴⁸」とあり、ともに二国間の無関税交易に関する条項が記されている。つまり、蒙蔵条約の締結交渉において無関税交易に関する交渉はなされていたはずなのである。

この事実は、蒙蔵条約に関して上述した仮説を傍証している。すなわち、蒙蔵条約はモンゴル国が

「政府」として締結したものではないということであり、外務省の次官ラブダンが大臣ハンダドルジの不在中に代行していた外務省の印を条約に押ししているが、必ずしも「省」としては関与していたわけではなかったということである。ボグド・ハーンにさえ上奏されず、外務省にも記録が残っていないということはこれによって説明し得る。ただし、それは本条約が無効であることを必ずしも意味せず、本条約が近代的な国際法の観点からは奇妙に映るだけであり、それとは異なる原理によってモンゴル・チベット間で締結されたと見るべきであろう。

この後、チベット商人への課税問題については、いくつかの研究において、共戴四年五月二十八日（1914年7月21日）の史料として、「チベット人を区別して見る必要はない。漢人商人同様に課税すべきである」という文書が引用され、課税が決定されたかのように記されている⁴⁹。しかしながら、共戴四年五月二日（1914年6月25日）、税務省は、

われらモンゴル人は仏教儀式などをチベット地域から大いに継承しているので、ロシアや中国などの諸外国とは区別して見る点があるのか否か、区別することがあるのであれば、現在ロシア国の交易のうち、満洲などの中蒙境界を越えてきたあらゆる交易品からは、中国人同様、規則通りに税を徴収しているので、ロシアなどの諸外国との友好に反する不都合が生じるのか否か……⁵⁰。

などを協議するための書簡を送っている。これに対し、外務省からは、昨年同様、「あらゆる交易から税を徴収する際に、モンゴル人からも同様に徴収しているので、今このチベット人からも税を同様に徴収してはならないということはないのではないか⁵¹」との返信があったという。さらに他省とも協議したところ、内務省は、「わが国はこの種の税をこの国の、そして諸外国の交易品から徴収してきているので、チベット人を区別して協議することはないのではないか」、「もし税を徴収するのであれば外務・税務両省が上奏すればいかが」とし、軍務・法務両省はこの内務省の意見に同意した。総理府は、蒙蔵条約には「モンゴル・チベット両国はそれぞれの地域から産出した商品、家畜、皮革などの交易と加工、および金融流通はこれまで通り行う」とあるだけで税を徴収するか否かには触れていないことを

指摘し、モンゴル、チベット双方が税を徴収すれば互いに利益があるとし、これをチベット政府と協議することを提案した⁵²。

その後、ボグド・ハーンへの上奏がいかになされ、いかなる勅令が下ったのかを档案史料より確認することは現時点ではできていない。ただし、多くの省がチベット商人にも課税するべき旨を述べているのであり、少なくとも政府内にはチベット商人への課税を望む声が強かったことになる。

四 キャフタ協定後のモンゴル在住チベット人

前節において考察した、モンゴルにおけるチベット商人への課税の可否が議論されている間に、モンゴルとチベットをめぐる中国を交えた国際関係は着実に展開していた。まず、1913年10月13日からインドのシムラにおいて始まっていたイギリス、中国、チベットの三者間交渉は、1914年7月3日、シムラ条約としてまとまった。条約と交換公文では、中国の宗主権下に外チベットは自治を行い、チベットは中国領の一部であることが記された。中国は仮調印をしたものの、境界問題から中央政府が正式な調印を拒否した。そのため、条約はイギリスとチベット間のみで締結されるととなり、チベットの政治的地位は極めて曖昧な状態に置かれることになった。

一方、モンゴルについては、1912年11月3日の露蒙協定においてモンゴルの「自治」がロシアによって保障された。モンゴル政府は中国との関係が規定されていない「自治」を一般的な「独立」と理解しようと試みていたが、翌1913年11月5日に成立した露中宣言においては、「外モンゴル」のみの「自治」と、「外モンゴル」が中国の領土の一部であることがモンゴルの頭越しに露中間で合意された。そして、1914年9月8日に始まったロシア・モンゴル国境の町キャフタにおける交渉の結果、1915年6月7日、ロシア、中国、モンゴルの三者間でキャフタ協定が締結された。本協定では、基本的に露中宣言の内容が下敷きとなり、外モンゴルは中国の宗主権下に自治を行い、外モンゴルは中国領の一部であるという合意に至った。

このキャフタ協定により、外モンゴルに居住するチベット人の法的問題が浮上することになる。キャフタ協定によれば、外モンゴルは自治を行うものの

中国領の一部であり、シムラ条約を批准しなかった中国はチベットに対する主権を主張していた。そのため、外モンゴルもチベットも中国の理解ではともに中国領の一部であることになる。そこで問題になるのが、中国の宗主権と外モンゴルの自治である。すなわち、中国の宗主権は外モンゴル政府のいかなる権利を制限し、外モンゴルの自治はいかなる権利を行使し得るのかという問題である。

キャフタ協定締結からしばらく経った1915年10月4日、北京駐在ロシア公使クルペンスキーと中国外交総長陸徴祥とのあいだに次のような問答が交わされている。

クルペンスキー：外モンゴルに居住するチベット人民は中国の法律を遵守すべきか、それともモンゴルの法律を遵守すべきか？

陸：本（外交）部が詳しく調査する。ただし、総長の考えではモンゴルに居住するチベット人民は当然中国の法律を遵守すべきである。ただ、外モンゴルにどれくらいのチベット人がいるか分からない。

クルペンスキー：毎年、宗教の関係でモンゴルにやって来るチベット人は少なくない⁵³。

すなわち、外モンゴルに居住するチベット人の数は不明であるものの、チベット人は外モンゴルにしようと中国の法律を遵守すべきというのである。この問答は、まさしく外モンゴルにおけるチベット人の法的問題であり、中国政府はこれを中国の法制下に置こうとしたのである。

4日後の1915年10月8日、外交部秘書王廷璋がクルペンスキーを訪れ、この問題についての中国外交部の見解を伝えた。

王：先日、貴公使が照会された外モンゴルに居住するチベット人民は中国の法律を遵守すべきか否かについて……当然中国の法律を遵守すべきであると思われる。そこで、本秘書を派遣し回答させた。

クルペンスキー：それは結構。政府に伝達する⁵⁴。

このように、中国外交部の見解は明瞭であった。

キャフタ協定第13条・14条は、外モンゴルにおける法的問題についての条項である。第13条は、「自治外モンゴルに居住する中国人民同士の民事・刑事事件は、フレーに駐在する中国の大臣、および

自治外モンゴルのその他の地に駐在する大臣補佐員が審理判決する」、第14条は、「自治外モンゴルのモンゴル人と自治外モンゴルに居住する中国人民間の民事・刑事事件は、フレーに駐在する中国の大臣、および自治外モンゴルのその他の地に駐在する大臣補佐員、または両者の代表者およびモンゴルの官吏が共同して審理判決する……有罪者はそれぞれの法律によって処罰する⁵⁵」というものであった。仮に「中国領の一部」であるチベットの人々を「中国人」と見なすのであれば、中国人同様に中国の法律に従うということになる。

同時期のロシア側の史料を利用したアンドレーエフの研究にも、ロシアが外モンゴルにおけるチベット人の行政上の地位に関心を有していたことが述べられており、「北京政府は彼ら（チベット人）は中国の管理下にあるべきだと主張するのに対し、モンゴル政府は、チベット人は引き続き宗務府—ジャンゾドバにより監督されるべきであると主張した……ヒオニン⁵⁶とサゾノフは当然にして後者の見解を支持した⁵⁷」としている。

これらのやり取りとも関係すると思われるが、キャフタ協定のおよそ一年後、中国政府はボグド・ハーン政権のチベット人を管理する権利の回収を試みている。モンゴル国に所蔵される政治関係のチベット語史料は数多くはないが、そのうちの2通の手紙は本問題に密接に関連するものである。

1通目の手紙⁵⁸は、火龍年四月二十二日（1916年5月23日）付のフレー在住チベット人の書簡である。ここでは、「水鼠（1913）年に条約を締結した内容の記載においても、チベット・モンゴルは仏教信仰をひとつにしているので、相互の往来一切に関して、地域で相互に支援するものであることを明記してあります」として、蒙蔵条約の条項を引用し、モンゴル・チベットが互いに助け合う旨を述べた上で、

近日、四月十六日に外務省より御命令を頂きました。〔その内容は〕「革命〔政府〕の大臣から書簡が届いた。その内容は、チベット人全員の管理は中国側の大臣が執り行うものであり、そのため、〔権限を〕移管すべきものという命令であった。汝等全てのチベット人の管理を、中国側の大臣に委ねるとい希望があるならば、そのことに關して何も言うことはない。〔そう

ではなく〕かつてのやり方のようにモンゴルの衙門に訴え出たいと希望するならば、そのために〔外務省にて〕押印した書類が必要になるものである」とのご命令であります。そのために、〔外務省に〕書簡を献上します。

として、中国がチベット人を管理する権利を回収しようとしていたことが述べられている。つまり、何も希望を述べなければ中国の管理下に入り、これまで通りモンゴルの管理下に留まるには正式な文書が必要であるというのである。これに対して、フレーに居住するチベット人は、

今後もここにいるチベット人僧俗の管理者は主ボグド・ジェブツンダムバ・リンポチェの他には無いのであり、そのことは〔今後も〕変わり無いと申し上げたものであります。

と、引き続きジェブツンダムバの保護下に留まることを希望した。

火龍年五月一日（1916年6月1日）付のもう一通の手紙も内容はほぼ同じである⁵⁹。差出人はフレーに居住するアムド人である。

近日、四月十六日、外務省からの〔我々皆に宛てた〕御命令を受け取りました。「汝等アムド人が、漢人の革命〔政府〕の法律を履行するならば、我々側の外務省にとって、何か言うべきことはない。そうではなく、過去のやり方同様であるならば、こちらの衙門にて押印した書類が必要である」とのご命令でありました。

一通目と同様にボグド・ハーン政権の外務省から中国、モンゴルいずれの管理下に入るのかについて意見を述べるようにとの命令が届けられている。これに対して、

今後、主・ボグド・依怙尊ジェブツンダムバ・リンポチェのご命令に確実に従うものであります。

と、こちらも一通目のチベット人の手紙同様、中国ではなくジェブツンダムバの保護下に留まることを希望した。

興味深いことに、ここでモンゴル国外務省は中国側からの要求を伝える際、チベット人とアムド人に別々に手紙を送っている。そのため、当時のモンゴルでは彼らは別のカテゴリーとして把握されていたのではないか、その場合、モンゴル政府、中国政府が認識する「チベット人」とは誰だったのかという

疑問が生じる。少なくとも、中国側の認識としては、アムドはチベットには含まれないため、中国の法律に従うのが道理となるが、ここでは彼らの希望を尋ねていることになる。あるいは、中国の大臣からの命令をモンゴル外務省が彼らに伝えるに際して、モンゴル政府がアムド人も「チベット人」として処理した可能性も指摘できる。

さらに、これはモンゴル政府が当時のチベットをどのように位置づけていたのかという問題とも密接に関係してくる。蒙蔵条約においてモンゴルとチベットが相互に承認した「独立」を、シムラ条約、キャフタ協定は否定している。よって、モンゴル政府がチベット（外チベット）を外モンゴルと同じく中国領の一部として中国の宗主権下に自治を行う地域と見なすようになったと考えるのが自然なのかもしれない。しかしながら、シムラ条約はあくまでチベット、イギリス、中国間で話し合われ、当然モンゴルは直接関わっていないのみならず、中国は最終的に正式な調印を拒否している。また、キャフタ協定第5条も、モンゴル政府が他国と商工業に関する国際条約を締結する権利を認めている⁶⁰。そうであるならば、モンゴル政府がチベットを依然「国」として見なし続けていた可能性も十分に残っていたはずである。

このように、モンゴルとチベットを取り巻く国際関係が変化する中、チベット人への課税問題が再び議論された。キャフタ協定締結直後の共戴五年五月九日（1915年6月21日）、税務省による外務省宛ての書簡の草案には、

ロシア人、チベット人など無関税の人々からモンゴル人が商品を購入した場合は、購入者が税を支払ことにより、転売による課税漏れを防ぐことができる……特に規則は定まっていないが、課税しなければ、税収入が得られない。狡猾なモンゴル人がロシア人、チベット人とつるんで、自分の家畜をロシア人、チベット人から購入したと虚偽の証言をするかもしれない⁶¹。

と記されている。ここで注意すべきは、チベット人は無関税であることが明記されている点である。前節における考察において、モンゴル政府の決定は、「チベット人を区別して見る必要はない。漢人商人同様に課税すべきである」というものであった。この決定が1914年7月21日のことであったのであれ

ば、一年も経たない間にこの決定が覆ったことになる。また、この草案からは、無関税の特権を有するロシア人やチベット人などを利用した税負担を回避する事態が生じており、それを防ぐために購入者から徴税するという「規則は定まっていない」制度があったことを知ることができる。

これより10日後の共戴五年五月二十日（1915年7月1日）、再び税務省から外務省宛の書簡の草案が作成され、「昨年（1914年）夏、わが省（税務省）から総理府等六省にチベット国の貿易から税を徴収すべきか否かを何度も協議し、ここ（フレー）においてダライ・ラマ政権の役職を有しチベット人を管轄する官吏に外務省から事前に理由を告げ、後に規則をチベット政府と協議して制定することに決定したことを、その年（1914年）の秋に、わが〔税務〕省より然るべきところに送り、決定していただきたいと外務省に送った⁶²」とあるため、この問題は「チベット政府と協議」し、ボグド・ハーンに上奏した結果、無関税になったことと考えられる。

では、モンゴル政府が協議した「チベット政府」とは何だったのであろうか。当時、モンゴルからチベットに使節が派遣されたとの情報はなく、ラサのダライ・ラマ政権と直接交渉したとは考え難い。考えられるのは、フレーにあったダライ・ラマのサンである。これは、1904年にダライ・ラマ13世がモンゴルにやってきた際、モンゴル人からの布施を管理するためにイフ・フレーの西ホローに設置⁶³され、一般的にはモンゴルにおける代表処のような役割を果たしていたとされるものである⁶⁴。税務省の草案に現れる「ここ（フレー）においてダライ・ラマ政権の役職を有しチベット人を管轄する官吏」とは、このサンの官吏であろう。無関税になった詳細な交渉過程などは不明であるが、結果として蒙蔵条約の草案が目指す形に落ち着いたことになる。

ただし、この草案には続けて、

本年（1915年）正月、キャフタの税務局官吏ビズィヤーが奉呈した文書において、昨年（1914年）冬、サインノヨン・ハン部の代理盟長ダライ・チョインホル親王ツェデンソノムの旗の招いたチベットのガチン・ラマのサンのシャル・トス（バター）、シル（皮）などの物品を運び販売するためにキャフタ市に来たチベット人ラマ・ダワーデンデンブらの持ち込んだ商品から

税を徴収するべきか否かを、〔キャフタ〕市の分局の官吏バルダンツェレンに伝え、キャフタ会議出席中の代表に判断を求めて報告させたところ、「このガチン・ラマをすでに旗の中に招いてシャビに編入し、またこの商品は全てモンゴルの地の産物であるので、税を規則通りに全て徴収する他、以後、このようにモンゴルの産物、家畜を持ち込み販売するチベット人からは同様に税を徴集するべきである旨を伝え、遂行せよ」と命令してきた……また、サインノヨン・ハン部の盟長のもとより、このガチン・ラマのジャンゾドバが徴収した税を返還してもらうことができるか否かの判断を求めてきた際、この内容を全て書き写し、チベット人の販売するモンゴルの地の産物、家畜からは同様に税を徴収することを然るべき各地に命じ、総理府他、各省に報告した⁶⁵。

とある。すなわち、チベット人がチベットから持ち込む産品については無関税であるが、チベット人がモンゴル産の商品を扱う際は課税対象とするという決定がなされていたのである。さらに、

現在、税務西局の官吏らから、命令に従って、ここにいるチベット人が地方から持ち帰った木材などから税を徴集しようとしたところ、そのチベット人らは「今回は税を払うことはできない。ここにはわれわれを管轄する役人がいる。よって上の役所から命令し、彼がわれわれに命令したのであれば税を払う」と言い、全く相手にせず支払わないので、どうすべきかの判断を仰ぎたいと報告してきた……今後は彼らが持ち込むチベットの地の産物からも同様に税を徴収してよいか否かを決定し、返事を送っていただきたい。

とあり、税を納めようとしないチベット人に対し、チベットから持ち込まれる商品にも課税してよいかどうかを外務省に照会している⁶⁶。このように、現地でのチベット人の交易への対応は二転三転していたようであり、先行研究において言及されているように無関税であることが常に自明であったわけではなかったようである。

「モンゴル革命」後の1921年10月19日に開催された第16回政府会議においては、内外を問わず全ての交易に課税することが決定されており、チベッ

ト商人も公式に課税対象となった。ただし、1925年11月には仏像や仏典については免税ということになったという⁶⁷。

外交的には、1922年10月14日付でモンゴル国からチベット国の外務省宛に書簡が送られ、チベット国からモンゴル国への外交使節派遣を要請し、関係樹立が模索されるが、これにチベットからの回答はなかった⁶⁸。また、1925年のモンゴル人民共和国第二回国会においても、外務大臣がチベット国への代表派遣を準備していることに言及⁶⁹し、実際、翌1926年9月には駐チベット国全権大使としてゴムボイドゥシンが派遣された。ゴムボイドゥシンは1927年4月28日から同年12月9日までラサに滞在してドライ・ラマと接触したが、交渉は失敗したとされる⁷⁰。

この「モンゴル革命」以降のチベットに対するモンゴル国の外交活動は、ソヴィエト・ロシア、ソ連の国際戦略の枠組みの中で遂行されたもの⁷¹であり、革命以前のボグド・ハーン政権期とはその関係が本質的に変化していたのである。

おわりに

清朝崩壊後、モンゴルとチベットはそれぞれ新たに誕生した中華民国と独立をめぐる争い、モンゴルはロシアと、チベットはイギリスと交渉してその後押しを求めた。そのため、変わりゆく国際環境、例えば第一次世界大戦、あるいはロシア革命による影響を直接受けることになった。しかしながら、モンゴルとチベットの関係に着目するならば、その関係はモンゴル・中国関係、チベット・中国関係の変遷の影響をさほど受けずに展開していたことに気づかされる。その関係とは、蒙蔵条約により誕生したボグド・ハーン政権とドライ・ラマ政権による互いを「国」と見なす対等の関係である。これは、国際関係におけるモンゴル、チベットを大国の視点から考察する従来の研究では見過ごされてきた点である。

確かに、蒙蔵条約は未だ不明な点も数多く、本稿において指摘したように、近代国際法的な有効性については疑問の余地も残る。しかしながら、条約の締結自体には意義があり、単に独立を承認し合ったという象徴的な意味としてだけでなく、少なくと

もモンゴルとチベット間においては交易や金融などの現実的な問題に対処するためには機能していたと考えるべきである。

1915年のキャフタ協定により、外モンゴルは中国の宗主権下にある中国領の一部として「自治」を行うことになった。しかしながら、外モンゴルの「自治」は他国と商工業に関する国際条約を締結する権利を認められており、モンゴル政府は必ずしもチベットを中国の一部とは見なさず、外モンゴルに居住するチベット人の管理を中国に委ねることなく保持し得たのである。これは、当時の中国がモンゴルとチベットの関係に積極的に干渉できていなかったことを意味するであろう。

1921年の「モンゴル革命」後、モンゴル・チベット関係は新たな局面を迎える。共産主義の影響下に組み込まれていくモンゴル国をドライ・ラマ13世は警戒し、モンゴル国からの関係維持・回復の試みは全て失敗に終わる。しかしながら、その過程における具体的交渉、チベット側の認識および対応の変化については未だ不明な点も多く、今後の課題となる。

本研究は JSPS 科学研究費補助金 26370835 の助成を受けたものである。

注

- 1 ただし、ザナバザルはジェブツンダムバという名では早くから呼ばれていたものの、ターラナータの転生者として定着するのは後世になってからであるという。詳しくは、新藤篤史 2014「ジェブツンダムバの「転生」認定と17世紀のチベット・モンゴル関係」『大正大学大学院研究論集』38を参照。
- 2 チベットについては、そもそもチベットは清朝／中国の統治下にあったとの認識を有しておらず、そのため「独立」を宣言する必要があったのかという議論もある。チベット語における「独立 rang btsan」概念については、小林亮介 2014「チベットの政治的地位とシムラ会議—翻訳概念の検討を中心に」『宗主権の世界史：東西アジアの近代と翻訳概念』名古屋大学出版会を参照。
- 3 ボグド・ハーン政権については、橋誠 2011『ボグド・ハーン政権の研究：モンゴル建国史序説 1911-1921』風間書房を参照。
- 4 枚挙に暇はないが、代表的なものとして、Gerard M. Friters 1949, *Outer Mongolia and its International Position*, Baltimore: Johns Hopkins Press; Melvyn C. Goldstein 1989,

- A History of Modern Tibet, 1913-1951: The Demise of the Lamaist State*, Berkeley: University of California Press; 中見立夫「モンゴルの独立と国際問題」『アジアから考える [3] 周縁からの歴史』東京大学出版会; 張啓雄 1995『外蒙主権歸屬交渉 1911-1916』臺北: 中央研究院近代史研究所; 馮明珠 1996『近代中英西藏交渉與川藏邊情: 從廓爾喀之役到華盛頓會議』臺北: 國立故宮博物院などがある。
- 5 О.Батсайхан 2008, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба хутагт*, Улаанбаатар, 334-336.
 - 6 それでも、本条約がドルジェフのシャンバラ・プロジェクトの始まりだと見なす見解もある (John Snelling 1993, *Buddhism in Russia: The story of Agvan Dorzhiev, Lhasa's emissary to the Tsar*, Shaftesbury: Element, 151-152)。
 - 7 王遠大 1993『近代俄国与中国西藏』北京: 生活・読書・新知三聯書店、219-225 頁。
 - 8 蒙藏条約第 9 条には、「条約は協議して調印したその日から発効する」とある (Батсайхан 2008, 334-335)。
 - 9 Michael C. van Walt van Praag 2013, “A legal examination of the 1913 Mongolia-Tibet treaty of friendship and alliance,” *Lungta* 17, 81-100.
 - 10 Matteo Miele 2015, “A geopolitical reading of the 1913 Treaty between Tibet and Mongolia,” *Tibetan Review*. XLVIII, 1-2.
 - 11 Uradyn E. Bulag 2013, “Introduction: The 13th Dalai Lama in Mongolia,” *The Thirteenth Dalai Lama on the Run (1904-1906)*, Leiden; Boston: Brill, 3.
 - 12 Н.Магсаржав 1994, *Монгол улсын шинэ түүх*, Монголоос кирилл бичигт буулгасан О.Батсайхан, 3. Лонжид, Улаанбаатар, 7.
 - 13 *Россия и Тибет: Сборник русских архивных документов 1900-1914*, Ответственный редактор Е.А.Белов, Москва, 2005, 59.
 - 14 Батсайхан 2008, 6-7.
 - 15 棚瀬慈郎 2009『ダライラマの外交官ドルジェフーチベット仏教世界の 20 世紀』岩波書店、77 頁。
 - 16 Francis Younghusband 1910, *India and Tibet*, London: John Murray, 377.
 - 17 劉学鈔 2009「十三世達賴喇嘛在蒙古紀要」『中国辺政』第 178 期、46 頁。
 - 18 Sh.Soninbayar 2013, “The 13th Dalai Lama in Mongolia,” *Lungta* 17, 70-71.
 - 19 Ц.Батбаяр, Д. Гомбосүрэн 2009, *Монгол ба Түвд: XX зууны эхний хагаст (XIII Далай лам Түвдэнжамц Монголд заларсан түүх)*, Улаанбаатар, 45.
 - 20 石濱裕美子 2015「ジェブツンダンパ 8 世の王権像について—ダライラマとの比較から」『史滴』37、103 頁。
 - 21 Ts. Batbayar 2012, “Grand Union between Tibet and Mongolia: Unfulfilled Dream of the 13th Dalai Lama,” *The Mongolian Journal of International Affairs* 17.
 - 22 石濱 2015、102-105 頁。
 - 23 Bulag 2013, 9-10.
 - 24 1911 年 12 月 29 日のジェブツンダムバ・ホトクト 8 世のハーン即位式は、ダライ・ラマ 13 世の即位式が模倣されており、彼がダライ・ラマの権威を意識していたことが窺われる。詳細は、石濱裕美子 2013「ジェブツンダンパ 8 世の即位礼に見るダライラマの即位礼の影響について」『日本モンゴル学会紀要』44 を参照。
 - 25 イギリスは、第 4 条の「モンゴル・チベット両国は現在より永遠に内外の脅威に遭遇した場合は相互に支援し合う」という規定により、モンゴルを支援するロシアの影響力がチベットに及ぶことを警戒していたという (Miele 2015, 15)。
 - 26 外務省外交史料館 . 2 門 1 類 2 項 21 号「露蒙協約一件」第 2 巻、1114-1116 頁。
 - 27 同上。
 - 28 蒙藏条約における「独立」の表現については、橋誠 2014「モンゴル「独立」をめぐる翻訳概念—自治か、独立か」『宗主権の世界史: 東西アジアの近代と翻訳概念』名古屋大学出版会において詳しく論じた。
 - 29 Батсайхан 2008, 334-335.
 - 30 И.Я.Коростовец 2009, *Девять месяцев в Монголии: Дневник русского уполномоченного в Монголии*, Составитель Оохной Батсайхан, Улаанбаатар, 219.
 - 31 「附蒙藏条約関係」『日本外交文書』大正 2 年第 1 冊、460 文書、583 頁。
 - 32 Коростовец 2009, 283.
 - 33 橋 2011、57 頁。
 - 34 *В. Котвичийн хувийн архиваас олдсон Монголын түүхэнд холбогдох зарим бичиг*, Судлан хэвлүүлсэн Б.Ширэндэв, Эрхлэсэн Ш.Нацагдорж, 1972, Улаанбаатар, 32; 46.
 - 35 ツェレンチメドは、日本に向かうため、1913 年 1 月 31 日に内務大臣の印を次官ブンツァグツェレンに移管しているため、この日以降に出発したことになる (Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив (以下、МУУТАと略) .ФА3-Д1-ХН17-Н246)。
 - 36 Батсайхан 2008, 334-335.
 - 37 Tatiana Shaumian 2000, *Tibet: The Great Game and Tsarist Russia*, New Delhi: Oxford University Press, 180-183.
 - 38 *Монголын ард түмний 1911 оны үндэсний эрх чөлөө, тусгаар тогтнолын төлөө тэмцэл, Баримт бичгийн эмхтгэл (1900-1914)*, Эмхтгэсэн А.Очир, Г.Пүрэв, Улаанбаатар, 1982, 110.
 - 39 三井物産株式会社社務課 1918『庫倫旅行報告書』、70 頁。
 - 40 田中克彦編 1969「大島清庫倫出張報告書」『遊牧社会史探究』41、8 頁。
 - 41 Батсайхан 2008, 334-335.

- 42 МУУТА.ФА8-Д1-ХН395-ХН3; *Монгол улсын дотоод хэргийг бүгд захиран шийтгэгч яам Баримт бичгийн эмхтгэл, 1911-1919 он*, 2011, Улаанбаатар, 239-240.
- 43 Л.Дүгэрсүрэн 1956, *Улаанбаатар хотын түүхээс*, Улаанбаатар, 73; Ц.Багбаяр, Д.Гомбосүрэн 2009, 128.
- 44 *Монголын ард түмний 1911 оны үндэсний эрх чөлөө, тусгаар тогтнолын төлөө тэмцэл*, 176.
- 45 З.Лонжид 2000, *Монгол улсын санхүүгийн албаны түүх (1911-1921) I*, Улаанбаатар, 16.
- 46 МУУТА.ФА8-Д1-ХН409-Н3.
- 47 МУУТА.ФА8-Д1-ХН409-Н1.
- 48 Nikolay Tsyrempilov 2013, “The 1913 Tibet-Mongolia Treaty of Friendship and Alliance: New Sources Uncovering the History of Its Drafting,” *Lungta* 17, 38-40. ハンガロフ歴史博物館に所蔵されている「ドルジェフ文書」については、浅井万友美 2009 「ダライラマ 13 世とアグワンドルジェフ：ハンガロフ歴史博物館所蔵「ドルジェフ文書」の分析を中心に」『日本西藏学会々報』55 に詳しい。
- 49 С.Идшинноров 1996, *Монгол улсын гаалийн товч түүх*, Улаанбаатар, 58; Д.Цэвээнжав 2012, *Монголын гаалийн албаны түүх /1912-2012 он/*, Улаанбаатар, 36.
- 50 МУУТА.ФА8-Д1-ХН162-Х26-29.
- 51 МУУТА.ФА8-Д1-ХН162-Х31-34.
- 52 МУУТА.ФА8-Д1-ХН162-Х47-51.
- 53 中央研究院近代史研究所档案館 . 03-32-171-01-046. 「西藏人居留外蒙事」
- 54 中央研究院近代史研究所档案館 . 03-32-171-01-049. 「居留外蒙之藏人應遵守中國法律事」
- 55 *Хятад, Орос, Монгол гурван улсын 1915 оны Хиагтын гэрээ (Өдөр тутмын тэмдэглэл)*, эмэтгэж тайлбар бичсэн О. Батсайхан, Улаанбаатар, 2013, 408-409.
- 56 アンドレーエフは彼を総領事としているが、副領事であったと思われる。ヒオニンは石田喜与司と共に、1941 年、南満州鉄道株式会社調査部編『蒙露日大辞典』学芸社を出版している。
- 57 Alexandre Andreyev 2003, *Soviet Russia and Tibet: The Debacle of Secret Diplomacy, 1918-1930s*, Leiden; Boston: Brill, 67.
- 58 МУУТА.ФА4-Д1-ХН408-Н1. 本史料は九州大学の小林亮介氏にチベット語から日本語に翻訳していただいた。記して謝意を表したい。
- 59 МУУТА.ФА4-Д1-ХН408-Н2.
- 60 *Хятад, Орос, Монгол гурван улсын 1915 оны Хиагтын гэрээ (Өдөр тутмын тэмдэглэл)*, 406.
- 61 МУУТА.ФА8-Д1-ХН627-Н19.
- 62 МУУТА.ФА8-Д1-ХН627-Н1.
- 63 Л.Дүгэрсүрэн 1956, 42.
- 64 Ц.Багбаяр, Д.Гомбосүрэн 2009, 132.
- 65 МУУТА.ФА8-Д1-ХН627-Н1.
- 66 同上。
- 67 Ц.Багбаяр, Д.Гомбосүрэн 2009, 131.
- 68 D.Gombosuren 2013, “A Comparative Analysis of the Mongolia-Tibet Treaty of 1913 and the 1922 Mongolian Diplomatic Note,” *Lungta* 17.
- 69 *Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын хоёрдугаар их хурал*, 2008, Улаанбаатар, 75-76.
- 70 Ц.Багбаяр, Д.Гомбосүрэн 2009, 114-127.
- 71 この時期のモンゴルを介したソ連の対チベット政策については、Andreev 2003 に詳しい。